

通達甲（副監．総．企．調）第7号
平成 8 年 4 月 1 日
存 続 期 間

各 部 長、参 事 官
所 属 長 殿

副 総 監

警視庁犯罪被害者支援推進委員会設置要綱の制定について

〔沿革〕 平成 8年 8月 通達甲（副監．総．企．組）第12号
9年 1月 同（副監．総．企．被1）第3号
13年 6月 同第18号
15年 4月 同（副監．総．企．組）第14号
17年 9月 同第21号
18年 3月 同第5号
20年 3月 同第6号
27年 3月 同第6号
28年 9月 同第15号
29年 3月 同第6号
30年 3月 同第4号
令和 6年 3月 同第5号改正

このたび、別添のとおり、警視庁犯罪被害者対策推進委員会設置要綱を制定し、平成8年4月1日から実施することとしたから、実効の上がるように努められたい。
命によって通達する。

記

第1 制定の趣旨

犯罪の被害者は、直接的な被害に限らず、その結果として生ずる極めて深刻な精神的被害、経済的被害等を受けているという実情にかんがみ、被害者の視点に立った警察対応をはじめ、被害者の救援・支援体制等の各種施策を総合的に審議する警視庁犯罪被害者対策推進委員会を設置することから、その任務、運営等について定め、被害者対策の効果的な推進を図るものである。

第2 制定の要点

- 1 警視庁本部に警視庁犯罪被害者対策推進委員会及び幹事会を設置するとともに、各部に専門部会を設置することとした。
- 2 被害者対策に係る報告要領を規定した。

別添

警視庁犯罪被害者支援推進委員会設置要綱

第1 設置

警視庁本部に警視庁犯罪被害者支援推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第2 任務

委員会は、被害者の救援、捜査過程における被害者の二次的被害の防止及び軽減、被害者等の安全の確保等の観点から、総合的な被害者支援の推進について審議することを任務とする。

第3 構成

委員会は、委員長及び委員をもって組織し、その構成は、別表第1の「警視庁犯罪被害者支援推進委員会構成表」のとおりとする。

第4 運営

- 1 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 2 委員長は、必要により、委員会を招集する。
- 3 委員長は、必要により、委員以外の関係者に委員会への出席を求めることができる。
- 4 委員長に事故がある場合は、委員長があらかじめ指名する委員が職務を代理する。

第5 幹事会

- 1 委員会に幹事会を置く。
- 2 幹事会は、次の場合に、被害者支援の具体的な施策について審議するものとする。
 - (1) 委員長の命を受けた場合
 - (2) 幹事長が必要と認めた場合
 - (3) 複数の部にわたるなどの理由により、専門部会長から審議の要請があった場合
- 3 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織し、その構成は、別表第2の「警視庁犯罪被害者支援推進委員会幹事会構成表」のとおりとする。
- 4 幹事会の運営は、前第4の規定を準用する。

第6 専門部会

- 1 各部に専門部会を置く。
- 2 専門部会は、委員長の命により、又は自ら、所管する事務に係る被害者支援の施策について専門的に審議するものとする。
- 3 専門部会長及び専門部会員については、別表第3の「専門部会構成表」のとおりとする。
- 4 専門部会の運営は、前記第4の規定を準用する。
- 5 専門部会長は、必要により、幹事長に幹事会の招集を要請することができる。
- 6 各専門部会の庶務は、専門部会長が指定する課の係で行う。

第7 部長達等

各部長は、所管する専門部会に関して部長達等を定め、専門部会の円滑な運営を図るとともに、被害者支援の効果的な推進に努めるものとする。

第8 事務局

委員会及び幹事会の事務局は、警視庁犯罪被害者支援室（以下「犯罪被害者支援室」という。）に置く。

第9 報告

- 1 幹事長は幹事会を、専門部会長は専門部会を招集した場合は、審議等の結果を委員長に報告するものとする。
- 2 各部長は、専門部会に関する部長達等を定めた場合は、委員長に通知するものとする。

別表第 1

警視庁犯罪被害者支援推進委員会構成表

委員長	総務部長
委員	企画課長 人事第一課長 交通総務課長 警備第一課長 地域総務課長 公安総務課長 刑事総務課長 生活安全総務課長 組織犯罪対策総務課長 第一方面本部長 総務部理事官（犯罪被害者支援官） 委員長の指名する者

別表第 2

警視庁犯罪被害者支援推進委員会幹事会構成表

幹事長	総務部理事官（犯罪被害者支援官）
幹事	犯罪被害者支援室長 広報課課長代理（第一広報） 会計課課長代理（予算） 人事第一課課長代理（人事） 制度企画室長 給与課課長代理（給与企画） 教養課課長代理（教養企画） 交通総務課課長代理（交通企画） 警備第一課課長代理（警備企画） 地域総務課課長代理（地域企画） 公安総務課課長代理（公安企画） 刑事総務課課長代理（刑事企画） 生活安全総務課課長代理（生活安全企画） 組織犯罪対策総務課課長代理（組織犯罪対策企画） 第一方面本部管理官（総務） 幹事長の指名する者

別表第3

専門部会構成表

\	専門部会長	専門部会員
総務部	総務部理事官（犯罪被害者支援官）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門部会長が指定する課長代理 ・ その他専門部会長が必要と認める者
警務部	人事第一課長	
交通部	交通総務課長	
警備部	警備第一課長	
地域部	地域総務課長	
公安部	公安総務課長	
刑事部	刑事総務課長	
生活安全部	生活安全総務課長	
組織犯罪対策部	組織犯罪対策総務課長	